

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 1 月 1 8 日

名古屋地方裁判所豊橋支部

裁判所書記官 伊 藤 祐 加

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 1 2 月 3 日から 令和 7 年 1 2 月 1 0 日 午後 5 時 0 0 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 1 2 月 1 7 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 名古屋地方裁判所豊橋支部
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 1 月 7 日 午前 9 時 5 0 分 場 所 名古屋地方裁判所豊橋支部
特別売却 実施期間	令和 7 年 1 2 月 2 4 日 午前 9 時 0 0 分から 令和 7 年 1 2 月 2 4 日 午後 4 時 0 0 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかを執行官に提出する方法による。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 3 3 条）	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 1 1 月 1 8 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～11	14,060,000 11,248,000	一括	2,812,000	407,717	0
1	320,000				
2	100,000				
3	90,000				
4	160,000				
5	290,000				
6	2,110,000				
7	160,000				
8	110,000				
9	160,000				
10	710,000				
11	9,850,000				
備考					

物 件 目 録

- | | | |
|---|------|-------------------|
| 1 | 所 在 | 田原市南神戸町高尾 |
| | 地 番 | 2 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 0 1. 2 7 平方メートル |
| | (現況) | |
| | 地 目 | 雑種地 |
| 2 | 所 在 | 田原市南神戸町高尾 |
| | 地 番 | 2 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 2. 3 4 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 田原市南神戸町高尾 |
| | 地 番 | 4 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 8. 5 9 平方メートル |
| 4 | 所 在 | 田原市南神戸町高尾 |
| | 地 番 | 5 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 5 2. 8 9 平方メートル |
| 5 | 所 在 | 田原市南神戸町高尾 |
| | 地 番 | 6 番 1 |

物 件 目 録

	地	目	宅地
	地	積	94.38 平方メートル
6	所	在	田原市南神戸町高尾
	地	番	6 番 2
	地	目	宅地
	地	積	833.05 平方メートル
7	所	在	田原市南神戸町高尾
	地	番	8 番
	地	目	宅地
	地	積	79.33 平方メートル
8	所	在	田原市南神戸町高尾
	地	番	9 番 2
	地	目	宅地
	地	積	52.89 平方メートル
9	所	在	田原市南神戸町高尾
	地	番	9 番 3
	地	目	宅地
	地	積	79.29 平方メートル
10	所	在	田原市南神戸町高尾 8 番地、9 番地 2、9 番地 3

物 件 目 録

家屋 番号	8 番
種 類	居宅・事務所
構 造	鉄骨造スレート葺 2 階建
床 面 積	1 階 26.49 平方メートル 2 階 66.24 平方メートル

11 所 在 田原市南神戸町高尾 6 番地 2、9 番地 2

家屋 番号	6 番 2
種 類	居宅
構 造	木造かわらぶき 2 階建
床 面 積	1 階 208.09 平方メートル 2 階 122.55 平方メートル

物 件 明 細 書

令和 7年10月23日

名古屋地方裁判所豊橋支部

裁判所書記官 伊 藤 祐 加

1 不動産の表示

【物件番号1～11】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～11】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号10】

本件共有者らが占有している。

【物件番号11】

本件共有者ら及びAが占有している。Aの占有権原は使用借権と認められる。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1～11】

- ・売却対象外の土地（地番10番4）を通行のため利用している。
- ・物件1から物件9までの各境界が不明確である。
- ・物件3、物件5及び物件6につき、南側隣地（地番4番1）との境界が不明確である。
- ・物件6、物件7及び物件9につき、北側隣地（地番12番）との境界が不明確である。
- ・物件6と西側隣地との境界が不明確である。

《 注 意 書 》



- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|------|-------------------|
| 1 | 所 在 | 田原市南神戸町高尾 |
| | 地 番 | 2 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 0 1. 2 7 平方メートル |
| | (現況) | |
| | 地 目 | 雑種地 |
| 2 | 所 在 | 田原市南神戸町高尾 |
| | 地 番 | 2 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 2. 3 4 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 田原市南神戸町高尾 |
| | 地 番 | 4 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 8. 5 9 平方メートル |
| 4 | 所 在 | 田原市南神戸町高尾 |
| | 地 番 | 5 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 5 2. 8 9 平方メートル |
| 5 | 所 在 | 田原市南神戸町高尾 |
| | 地 番 | 6 番 1 |



物 件 目 録

	地	目	宅地
	地	積	94.38 平方メートル
6	所	在	田原市南神戸町高尾
	地	番	6 番 2
	地	目	宅地
	地	積	833.05 平方メートル
7	所	在	田原市南神戸町高尾
	地	番	8 番
	地	目	宅地
	地	積	79.33 平方メートル
8	所	在	田原市南神戸町高尾
	地	番	9 番 2
	地	目	宅地
	地	積	52.89 平方メートル
9	所	在	田原市南神戸町高尾
	地	番	9 番 3
	地	目	宅地
	地	積	79.29 平方メートル
10	所	在	田原市南神戸町高尾 8 番地、9 番地 2、9 番地 3

物 件 目 録

家屋 番号 8 番
 種 類 居宅・事務所
 構 造 鉄骨造スレート葺 2 階建
 床 面 積 1 階 26.49 平方メートル
 2 階 66.24 平方メートル

11 所 在 田原市南神戸町高尾 6 番地 2、9 番地 2

家屋 番号 6 番 2
 種 類 居宅
 構 造 木造かわらぶき 2 階建
 床 面 積 1 階 208.09 平方メートル
 2 階 122.55 平方メートル



令和 7 年(令)第 7 号

令和 7 年 8 月 27 日受理

令和 7 年 5 月 15 日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所 豊橋支部

執行官 大 澤 雅 人

物 件 目 録

1 所 在 田原市南神戸町高尾
地 番 2 番 1
地 目 宅地
地 積 101.27 平方メートル

2 所 在 田原市南神戸町高尾
地 番 2 番 3
地 目 宅地
地 積 32.34 平方メートル

3 所 在 田原市南神戸町高尾
地 番 4 番 2
地 目 宅地
地 積 28.59 平方メートル

4 所 在 田原市南神戸町高尾
地 番 5 番
地 目 宅地
地 積 52.89 平方メートル

物 件 目 録

- 5 所 在 田原市南神戸町高尾
地 番 6 番 1
地 目 宅地
地 積 94.38 平方メートル
- 6 所 在 田原市南神戸町高尾
地 番 6 番 2
地 目 宅地
地 積 833.05 平方メートル
- 7 所 在 田原市南神戸町高尾
地 番 8 番
地 目 宅地
地 積 79.33 平方メートル
- 8 所 在 田原市南神戸町高尾
地 番 9 番 2
地 目 宅地
地 積 52.89 平方メートル

物 件 目 録

9 所 在 田原市南神戸町高尾
地 番 9 番 3
地 目 宅地
地 積 79.29 平方メートル

10 所 在 田原市南神戸町高尾 8 番地、9 番地 2、9 番地 3
家屋 番号 8 番
種 類 居宅・事務所
構 造 鉄骨造スレート葺 2 階建
床 面 積 1 階 26.49 平方メートル
2 階 66.24 平方メートル

11 所 在 田原市南神戸町高尾 6 番地 2、9 番地 2
家屋 番号 6 番 2
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき 2 階建
床 面 積 1 階 208.09 平方メートル
2 階 122.55 平方メートル

(土地・建物用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり				
住居表示	(住居表示未実施)				
土地	物件1～9				
現況地目	☒ 宅地(物件2～9) ☐ 公衆用道路(物件) ☒ 雑種地(物件1)				
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物配置図(概略)のとおり ☐				
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者(A) ☒ その他の者(B、C) 上記の者らが本件土地に下記建物を所有し、占有している ☒ 「占有者及び占有権原のとおり」				
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)				
その他の事項	物件8土地南側に簡易物置が存在する。物件6土地北西側に地神の祠が存在する。				
建物	物件10				
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:				
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:				
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者(A・B) ☐ その他の者 上記の者らが本件建物を住居(空き家)及び事務所(空き家)として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)				
その他の事項					
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日 ☐ ある				
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物配置図(概略)のとおり				

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(土地・建物用)

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件1～9関係)		
占有範囲	☐ 全部 ☒ 物件10建物の敷地	
占有者	☐ 債務者 ☒ B (物件10建物共有者)	
占有状況	☒ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人(■A (Bの実父) ☐ 占有者 ())の陳述 / ☐ 提示文書()		
占有権原	☐ 賃借権 ☒ 使用借権 ☐ 所有権	
占有開始時期	平成11年7月10日(物件10建物の新築年月日)	
最初の契約日	平成11年7月10日(物件10建物の新築年月日)	
契約等	期間	平成11年7月10日 ☐ 年 月 日まで 年間 ☒ 期間の定めなし
更新の種別	☐ 合意更新 ☒ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし
契約等	貸主	☒ 所有者(A) ☐ その他の者()
当事者	借主	☒ 占有者(B) ☐ その他の者()
賃料・支払時期等	毎月 金 円 (毎月末日限り翌月分支払) ☐前払 (分 円) ☐相殺 (分 円)	
敷金・保証金	☐ない ☐ある (☐敷金 円 ☐保証金 円)	
特約等	☐譲渡・転貸を認める ☐	
その他		
執行官の意見	■上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件1～9関係)			
占有範囲		☐ 全部 ☒ 物件11建物の敷地	
占有者		☐ 債務者 ☒ B及びC (物件11建物共有者)	
占有状況		☒ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
☒ 関係人(☒ A (Bの実父) ☐ 占有者 ())の陳述 / ☐ 提示文書()			
占有権原		☐ 賃借権 ☒ 使用借権 ☐ 所有権	
占有開始時期		平成25年1月17日(物件11建物の新築年月日)	
最初の契約等	契約日	平成25年1月17日(物件11建物の新築年月日)	
	期間	平成25年1月17日 ☐ 年 月 日まで 年間 ☒ 期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
	貸主	☒ 所有者(A) ☐ その他の者()	
当事者	借主	☒ 占有者(B及びC) ☐ その他の者()	
	賃料・支払時期等	毎月 金 円 (毎月末日限り翌月分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		☐ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		☒ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件11関係)		
占有範囲	☒ 全部 ☐	
占有者	☐ 債務者 ☒ A (物件1～9所有者)	
占有状況	☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☒ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
☒ 関係人(☒ A (Bの実父) ☐ 占有者 ())の陳述 / ☐ 提示文書()		
占有権原	☐ 賃借権 ☒ 使用借権 ☐ 所有権	
占有開始時期	平成25年1月17日(物件11建物の新築年月日)	
最初の契約等	契約日	平成25年1月17日(物件11建物の新築年月日)
	期間	平成25年1月17日 ☐ 年 月 日まで 年間 ☒ 期間の定めなし
更新の種別	☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし
契約等	貸主	☒ 共有者 (B及びC) ☐ その他の者 ()
当事者	借主	☒ 占有者 (A) ☐ その他の者 ()
賃料・支払時期等	毎月 金 円 (毎月末日限り翌月分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金	☐ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等	☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他		
執行官の意見	☒ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者との関係)	陳述内容等
■ A (物件1土地乃至物件9土地所有者、物件10建物共有者)	1 私は物件11建物に住んでいますが、物件10建物は今は誰も住んいませんので空き家の状態です。 B及びCが物件11建物を新築してから、私とB及びCとその家族が物件11建物で暮らすようになりました。 B及びCは物件10建物の動産類をほとんど片付けていないと思いますので、室内は動産類が大量に残置された状態だと思います。 2 物件10建物の室内に不具合等があるかは、分かりませんが、相当の期間空き家の状態で、動産類が放置されているので不具合等が見受けられると思います。 3 私は、物件11建物の1階で生活しています。 物件11建物2階が、B及びCとその家族が生活していましたが、Bは仕事の関係で、転居しましたし。また、Cも転居しました。 B及びCの大量の動産類が物件11建物に残置されています。 4 物件11建物2階は、B及びCの大量の動産類が残置されています。私は、物件11建物の1階で生活していますが、風呂だけは2階の浴室を使用しています。 5 物件4土地、物件5土地及び物件9土地（以下「物件4土地等」という）の東側隣地の地番9番2及び地番6番3の土地（以下「東側隣地」という）が物件4土地等側に越境していると見受けられたので、双方で協議のうえ測量を実施しました。 東側隣地は、物件4土地等から東側に急傾斜で下っていることから東側隣地所有者がコンクリート製の壁を設置し物件4土地等と区画しました。 現状、物件4土地等と東側隣地との境界は、東側隣地の所有者が設置したコンクリート製の壁が境界と認識しています。 6 物件3土地は通路として利用しています。物件3土地の南側隣地の地番4番1土地との境界も測量を実施しましたが、境界標等は見当たりません。 なお、物件3土地と南側隣地の地番4番1土地との間にある植え込みの延長線が物件5土地及び物件6と地番4番1土地との境界と思われます。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者との関係)	陳述内容等
	7 物件5土地及び物件6土地の南側に、コンクリートの塀の跡のようなものが埋設されていますが、以前、利用していた作業場を取壊しましたので、その壁の一部が残っています。 8 物件6土地西側隣地の地番60番1との境界は測量はしていません。境界と思われる辺りは、相応の急傾斜の法地になっている状態で、境界は分かりません。 9 物件6土地、物件7土地及び物件9土地と接している北側隣地の地番12番との境界は測量はしていませんが、境界と思われる辺りに樹木が植えてあるので、樹木の植えてある辺りが境界になるのかと思われませんが、境界が何処になるかはよく分かりません。 10 物件1土地は更地の状態ですが、通路として利用していません。 物件1土地東側隣地の地番10番5の所有者が梯子等の撤去可能な動産類を置いているみたいです。賃料等の収受等はありません。 11 南東側の道路から物件4土地乃至物件9土地に出入りするために、通路として利用されている目的外土地地番10番5、物件2土地及び物件3土地を利用して道路から出入りしています。 目的外土地地番10番4土地は物件2土地北側隣地の地番2番4の所有者と持分を共有して通路として利用しています。 12 物件6土地の北西側の角に地神の祠があります。 13 この場所に住んでから、水害等に遭ったことはありません。
■ B (物件10建物共有者及び物件11建物共有者)	1 Aは私の父親です。 2 私は、仕事の関係で物件11建物には住んでいません。
■ C (物件11建物共有者)	1 私は、物件11建物から引っ越しました。 2 物件11建物に、今は、誰が住んでいるかは分かりません。 3 物件11建物に、不具合はなかったと思います。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者との関係)	陳述内容等
■ 中部電力パワーグリッド株式会社 担当者	4 ペットは飼育していませんでした。 5 隣地の方々と境界についてトラブル等はありませんでした。 6 煙草は、室内では吸っていないと思います。 1 物件2土地上に埋設されて存在している電柱及び支線の使用料は、各々年間1,500円で、合計3,000円になります。 2 Aさんには、年間使用料3,000円の3年分合計9,000円を3年毎にお支払いしております。 3 前は、令和5年1月25日にお支払いしており、次回の支払いは令和8年11月を予定しております。 4 物件2土地を買受け方とは、お支払いについて、協議させていただくことになると思います。
■ 西日本電信電話株式会社 担当者	1 物件6土地上に埋設されている電柱は、物件10建物及び物件11建物に電話線を引き込むための引込専用の柱のため無償となっております。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

- 1 物件1土地乃至物件9建物、物件10建物及び物件11建物の状況は土地建物配置図(概略)、建物間取図(概略)及び添付した写真のとおりである。
- 2 物件1土地乃至物件9土地は、不整形な地形となっている(土地建物配置図(概略)参照)。
- 3 物件1土地は南側で道路とほぼ等高に接しているが、関係人の陳述等記載のとおり、物件1土地は物件2土地乃至物件9土地への通路として利用されておらず、道路と接している部分は側溝が存在しており、車両の進入が不可のため通路としては利用されていない状況になっている。
物件1土地西側の隣地(地番2番2)との境界の境界標等は見当たらなかったが、植え込みで区画されている。
また、物件1土地東側の隣地(地番10番5)とは1隣地建物の壁面で区画されており、物件1土地については、法区局備付けの地積測量図も存在していることから、各隣地との境界は確認できるものと思料される。
物件1土地上には、物件1土地東側の隣地(地番10番5)所有者のものと思わる脚立等の動産類が置かれており、Aによれば使用料等の収受はないとのことである。
- 4 物件4土地乃至物件9土地、物件10建物及び物件11建物に出入りするためには、上記3記載のとおり物件1土地が通路として利用することができないため、物件2土地と東側で接している地番10番4土地を利用して、物件2土地及び物件3土地を経緯して出入りをする状況となっている。
なお、物件2土地と東側で接している地番10番4土地は同土地所有者とAは共有持分を有しているとのことで、使用料等の支払はないとのことである。
地番10番4土地と接している道路から物件2土地及び物件3土地までは東側の道路分から西側に緩やかに上って傾斜している(写真2参照)。
- 5 物件4土地、物件5土地及び物件9土地の東側隣地(地番6番3及び地番9番1)との境界は境界標等は見当たらなかったが、関係人の陳述等記載のとおり、隣地のコンクリート製の壁で区画されていることから、境界は確認できる状況にあると思われる。
物件4土地、物件5土地及び物件9土地から東側隣地(地番6番3及び地番9番1)とは垂直の段差が存在しており、東側隣地(地番6番3及び地番9番1)は物件4土地、物件5土地及び物件9土地から数メートル低い場所に位置している。
なお、高低差等の状況については、雑草及び樹木が相応に繁茂しており、また、隣地の敷地に立ち入ることができなかつたため、確認することができなかった。
- 6 物件2土地、物件3土地、物件5土地及び物件6土地の南側隣地(地番4番1)との境界は境界標等は見当たらなかったが、関係人の陳述等記載のとおり、境界部分と思われる場所に樹木の植え込みが存在していることから、当該植え込みの周囲が境界になるのではないと思われるが、境界は不明瞭な状況である。
- 7 物件6土地、物件7土地及び物件9土地の北側隣地(地番12番)との境界は境界標等は見当たらなかった。関係人の陳述等記載のとおり、境界と思われる周辺に樹木が植えられているが、境界標等は存在せず、境界は不明瞭な状況である。
- 8 物件6土地西側は急傾斜の法面で土面が剥き出しになっており、大量の竹林が繁茂した状況であり、境界標等は存在しておらず、境界は不明瞭な状況である。
- 9 上記5乃至9記載のとおり、境界については、一部は確認できると思料される部分もあるが、各隣地との境界が不明瞭な場所が見受けられることから、物件1土地乃至物件9土地の境界を確定させるためには、測量手続が必要であると思われる。
- 10 物件3土地上に中部電力パワーグリッド株式会社の電柱が埋設されており、物件5土地上にはNTT西日本の電話線の引込用の電柱が埋設されている。
また、物件6土地南側には、事務所として利用されていた建物の取り壊し後のコンクリートの土台のような残骸が存在している。
- 11 物件8土地上に大量の動産類が詰め込まれた簡易物置が土台等で固定されておらず、コンクリートブロックの上に置かれているだけの状態で存在する。
- 12 物件6土地北西側に地神の祠が存在している。
- 13 物件10建物2階の各部屋は大量の動産類が残置されており、物件11建物新築後、相応の期

間空き家の状態であったことから壁のクロス等に汚損等が見受けられたが、雨漏り等の不具合は見受けられなかった。

なお、2階ダイニングキッチンと洋室との間仕切りとして設置されている可動式のパーティションの一部が破損していた。

物件10建物1階は、従前、事務所として利用されていたとのことであるが、大量の動産類が山積していたため、室内に立ち入ることができなかった。

なお、2階バルコニーの排水口に落ち葉等の塵が詰まっており、雨水が滞留していた。

14 物件10建物を使用収益するためには、買受人は動産の処理費用及び改修費用を相応に負担することになると思われる。

15 物件11建物は、平成25年1月新築で築年数は約10年であることから、雨漏り等の特段の不具合等は見当たらなかった。

物件11建物の各部屋は経年劣化程度の汚損状況は散見された。

16 関係人の陳述等記載のとおり、物件11建物の2階は主にB及びCの家族の居住スペースとのことであり、B及びCの家財道具及び大量の動産類が残置された状態であった。

なお、物件11建物1階は、Aの家財道具等が存在していた。

物件11建物の動産類の処分が必要になった場合には、買受人は相応の処分費用を負担することになると思われる。

17 物件11建物2階バルコニーの排水口も落ち葉等の塵が詰まっており、雨水が滞留していた。

18 物件11建物1階和室2には、仏壇及び神棚が存在した。

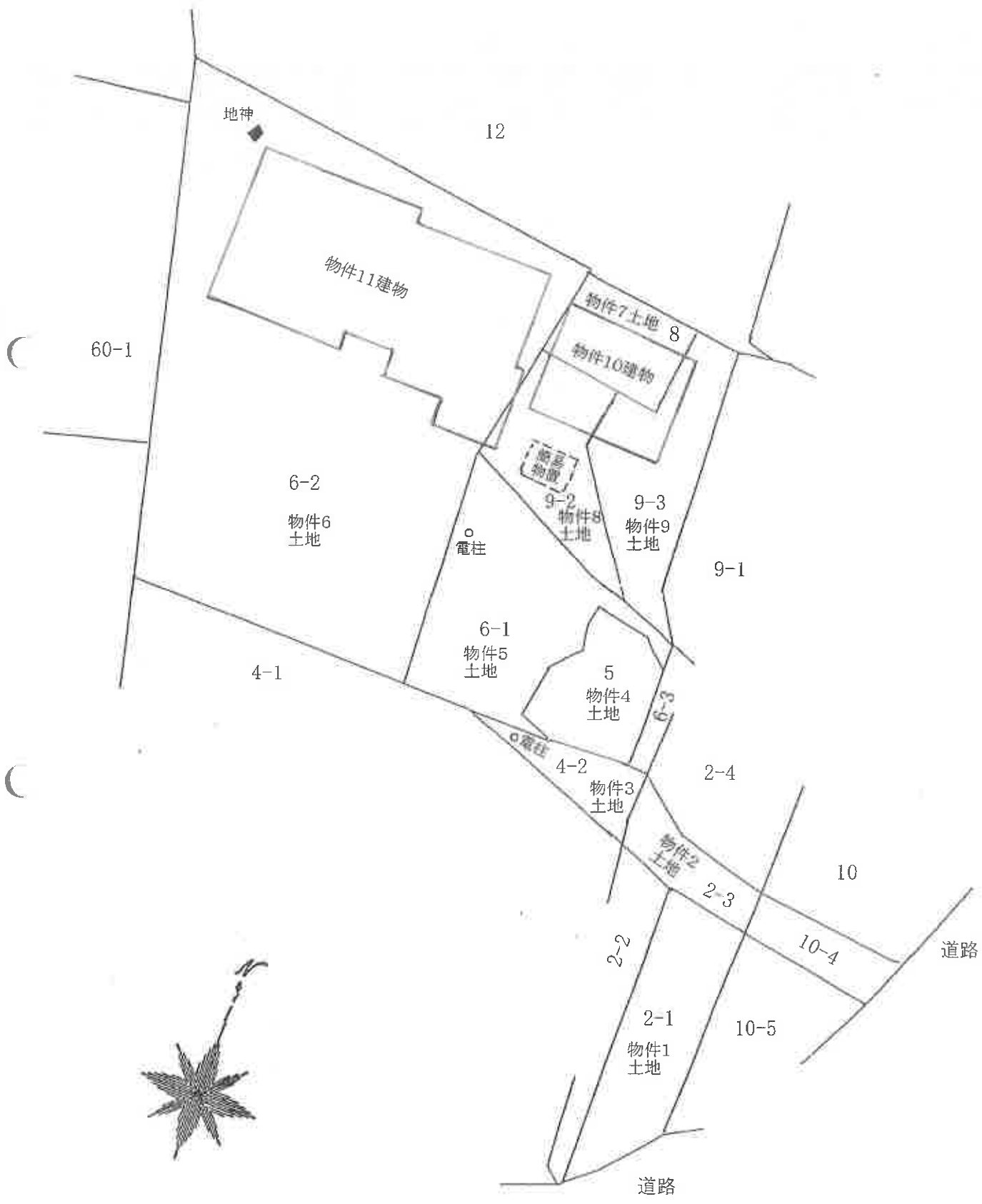
19 物件11建物はB及びCが動産類を残置した状態で占有していると認めた。

20 占有関係は4枚目乃至8枚目記載のとおりである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R7年 4月 4日(金) 9:05 — 9:15	名古屋法務局豊橋支局	登記記録事項証明書交付申請 公図・地積測量図・建物図面取得
R7年 4月 4日(金) 16:00 — 16:05	当庁(電話)	B(占有状況等確認)
R7年 4月 7日(月) 11:30 — 12:50	目的物件所在地	物件確認、外観調査(写真撮影)、占有状況調査、 現況調査期日通知(A)
R7年 4月23日(水) 13:50 — 16:50	目的物件所在地	物件確認、立入調査、写真撮影、占有状況調査、土 地概測、図面作成、評価人同行、A立会
R7年 4月30日(水)	当庁(照会書郵送)	C(占有状況等確認)
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は全戸不在で、施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨 場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は全戸不在で、施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、解錠技術者に解錠させて建 物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は無施錠であったが、全戸不在であったため立会人を立ち合わせて建物内に立ち入っ た。		

土地建物配置図(概略)



建物間取図(概略)

物件10 1階



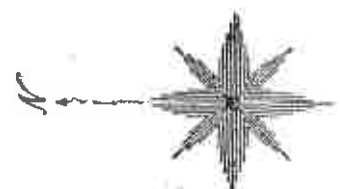
物件10 2階



物件11 1階



物件11 2階



(物件1 土地)

1



物件2

屋外の状況

(物件2 土地)

2



電柱

物件2

目的外土地(地番10番4)車両等の通路として利用されている

屋外の状況

(物件6土地)

3

物件11



物件6と隣地(地番60番1)との境界付近の急傾斜の法地の状況

屋外の状況 (物件6土地に存在する地神の祠)

(物件11建物 物件10建物)

4

電柱

簡易物置



屋外の状況

(/ 8 枚目)



屋内の状況（2階 ダイニングキッチンから洋室方向撮影）



屋内の状況（2階 ダイニングキッチン）



納戸に設置してある電気温水器

屋内の状況 (2階 トイレ・納戸)

(物件 1 1 建物)



屋内の状況 (1階 小上がり和室1からダイニングキッチン方向撮影)

(2 0 枚目)



屋内の状況 (1階 ダイニングキッチン)



屋内の状況 (2階 ダイニングキッチン)

令和7年（ケ）第7号
令和7年3月31日受理
令和7年4月23日現地調査
令和7年5月19日評価

名古屋地方裁判所豊橋支部 御中

評 価 書

評価人 松島 教
不動産鑑定士

第1 評価額

一 括 価 格	
金 14,060,000 円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 320,000 円
物件2 (土地)	金 100,000 円
物件3 (土地)	金 90,000 円
物件4 (土地)	金 160,000 円
物件5 (土地)	金 290,000 円
物件6 (土地)	金 2,110,000 円
物件7 (土地)	金 160,000 円
物件8 (土地)	金 110,000 円
物件9 (土地)	金 160,000 円
物件10 (建物)	金 710,000 円
物件11 (建物)	金 9,850,000 円

- 1 一括価格は、物件1～11の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件6の内訳価格は物件11のための、物件7及び物件9の内訳価格は物件10のための、物件8の内訳価格は物件10及び物件11のための土地利用権等価格を控除した価格あり、物件10～11の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現況
1	所 地 地 地 在 番 目 積	田原市南神戸町高尾 2番1 宅地 101.27㎡	雑種地
2	所 地 地 地 在 番 目 積	田原市南神戸町高尾 2番3 宅地 32.34㎡	同左
3	所 地 地 地 在 番 目 積	田原市南神戸町高尾 4番2 宅地 28.59㎡	同左
4	所 地 地 地 在 番 目 積	田原市南神戸町高尾 5番 宅地 52.89㎡	同左
5	所 地 地 地 在 番 目 積	田原市南神戸町高尾 6番1 宅地 94.38㎡	同左
6	所 地 地 地 在 番 目 積	田原市南神戸町高尾 6番2 宅地 833.05㎡	同左
7	所 地 地 地 在 番 目 積	田原市南神戸町高尾 8番 宅地 79.33㎡	同左
8	所 地 地 地 在 番 目 積	田原市南神戸町高尾 9番2 宅地 52.89㎡	同左
9	所 地 地 地 在 番 目 積	田原市南神戸町高尾 9番3 宅地 79.29㎡	同左
番号	特 記 事 項		
	なし		

番号	所 在 等	登 記	現況
1 0	所 在 等 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	田原市南神戸町高尾 8 番地、9 番地 2、9 番地 3 8 番 居宅・事務所 鉄骨造スレート葺 2 階建 1 階 2 6 . 4 9 m ² 2 階 6 6 . 2 4 m ²	同左
1 1	所 在 等 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	田原市南神戸町高尾 6 番地 2、9 番地 2 6 番 2 居宅 木造かわらぶき 2 階建 1 階 2 0 8 . 0 9 m ² 2 階 1 2 2 . 5 5 m ²	同左
番号	特 記 事 項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1～9）

位置・交通	豊橋鉄道渥美線「三河田原」駅の南東方 道路距離約4km (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	農地が広がる中に農家住宅が見られる地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化調整区域 — 60% 200% — 渥美半島県立自然公園(普通地域) 宅地造成等工事規制区域
画地条件	地積 1354.03㎡ 間口 約5.7m 奥行 約6.5m 形状 不整形	
接面道路の状況	南東側幅員約3m舗装市道(建築基準法上の道路)に等高接面・幅員が4m未満であるため、セットバックが必要である。	
土地の利用状況等	現況調査報告書の記載のとおり	
供給処理施設	上水道：あり 下水道：あり ガス配管：なし	
土壌汚染の可能性の調査	過去の住宅地図等によると住宅の敷地として利用されていたが、対象地における土壌サンプル調査を実施していないため、実際の土壌汚染の有無は不明である。	
特記事項	・物件6は市街化調整区域線引前からの宅地である。 ・市街化調整区域に所在するため、建築等には都市計画法上の許可が必要である。建築等の可否については、事前に当局に問い合わせる必要がある。 問い合わせ窓口：田原市役所（建築課） ・物件1～9の境界、隣地との境界は不明確である。 ・物件4及び物件9の東端は下り法面となっている。 ・物件6の西端は上り法面となっている。 ・市道に接面する物件1が現況雑種地で舗装されていないこと、接道部の側溝に蓋がないこと等から、市道から本件建物敷地に入出入りするために、東側隣地10番4を通行している。 ・水道及び下水は東側隣地10番4を介して引込まれている。 ・埋蔵文化財包蔵地の指定はない。	

2 建物の概況及び利用状況

(物件10)

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日(登記記載)平成11年7月10日新築 経過年数 約26年 経済的残存耐用年数 約3年
仕 様	構造:鉄骨造 屋根:スレート 外壁:サイディング等 内壁:クロス等 天井:クロス、ボード、目透かし等 床:フローリング、畳等 設備:電気、水道、下水、プロパンガス等
床面積(現況)	1階 26.49㎡ 2階 66.24㎡ 延床面積 92.73㎡
現況用途等	現況用途 居宅・事務所 間取り 附属資料「建物間取図(概略)」のとおり
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書の記載のとおり
特記事項	・経年相応の劣化が見られる。 ・建築年から推測すると、アスベスト含有建材等の使用に留意が必要である。

(物件 1 1)

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日(登記記載)平成 2 5 年 1 月 1 7 日新築 経 過 年 数 約 1 2 年 経済的残存耐用年数 約 1 3 年
仕 様	構造：木造 屋根：瓦 外壁：サイディング等 内壁：クロス、ジュラク、板張り等 天井：目透かし、クロス等 床：畳、フローリング等 設備：電気、水道、下水、プロパンガス等
床面積(現況)	1 階 2 0 8 . 0 9 m ² 2 階 1 2 2 . 5 5 m ² 延床面積 3 3 0 . 6 4 m ²
現 況 用 途 等	現況用途 居宅 間取り 附属資料「建物間取図(概略)」のとおり
品 等	優る
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書の記載のとおり
特 記 事 項	なし

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1～9）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	13,300	0.56	101.27	1.00	750,000
2	13,300	0.56	32.34	1.00	240,000
3	13,300	0.56	28.59	1.00	210,000
4	13,300	0.56	52.89	1.00	390,000
5	13,300	0.56	94.38	1.00	700,000
6	13,300	0.56	833.05	0.90	5,580,000
7	13,300	0.56	79.33	0.90	530,000
8	13,300	0.56	52.89	0.90	350,000
9	13,300	0.56	79.29	0.90	530,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。（以下同じ）

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 田原－13

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

$24,600\text{円}/\text{㎡} \times 99.6/100 \times 100/100 \times 100/184 = 13,300\text{円}/\text{㎡}$ （上三桁未満四捨五入）

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：なし

◇地域格差：街路条件1.03×交通接近条件1.02×環境条件1.75=1.84

イ 個別格差：セットバック0.99×規模・奥行・形状等0.70×敷地内高低差0.90
×雑種地・線引後宅地混在0.89=0.56

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価

物件1～5：必要なし。

物件6～9：地上建物の存在による減価率を10%と査定した。

(2) 建物価格（物件10～11）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
10	154,000	92.73	0.09	1,290,000
11	187,000	330.64	0.37	22,880,000

ウ 現価率

物件10

・現価率＝〔残価率3%＋(1－残価率3%)×{経済的残存耐用年数3年／(経済的残存耐用年数3年＋経過年数26年)}〕×(1－観察減価等30%)＝0.09

物件11

・現価率＝〔残価率3%＋(1－残価率3%)×{経済的残存耐用年数13年／(経済的残存耐用年数13年＋経過年数12年)}〕×(1－観察減価等30%)＝0.37

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権 等価格(円) ア×イ
6	5,580,000	0.10	物件11 使用借権	560,000
7	530,000	0.30	物件10 法定地上権	160,000
8	350,000	$0.30 \times 44.89\text{m}^2 / 52.89\text{m}^2$	物件10 法定地上権	90,000
		$0.10 \times 8\text{m}^2 / 52.89\text{m}^2$	物件11 使用借権	10,000
9	530,000	0.30	物件10 法定地上権	160,000

イ 土地利用権等割合

物件10～11建物に係る土地利用権等を上記のとおり判定し、使用借権の割合を10%、法定地上権の割合を30%と査定した。また、物件8については、各建物の配置等を考慮して、物件11に係る土地利用権等の及ぶ範囲を約8㎡と判定し、残余部分には物件10に係る土地利用権等が及ぶものと判定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる 価格(円) ア	土地利用権等 価格の控除 及び加算(円) イ	占有減 価修正 (円) ウ	市場性 修正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) {(ア±イ)－ウ} ×エ×オ
1	750,000		0	0.60	0.70	320,000
2	240,000		0	0.60	0.70	100,000
3	210,000		0	0.60	0.70	90,000
4	390,000		0	0.60	0.70	160,000
5	700,000		0	0.60	0.70	290,000
6	5,580,000	－560,000	0	0.60	0.70	2,110,000
7	530,000	－160,000	0	0.60	0.70	160,000
8	350,000	－100,000	0	0.60	0.70	110,000
9	530,000	－160,000	0	0.60	0.70	160,000
10	1,290,000	＋410,000	0	0.60	0.70	710,000
11	22,880,000	＋570,000	0	0.60	0.70	9,850,000
一括価格 (合計)						14,060,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：建物規模が過大で流通性が劣ること、第4特記事項等を考慮して査定した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格 田原－13

所 在：田原市西神戸町岡172番

価 格：24,600円/㎡

位 置：豊橋鉄道渥美線「神戸」駅の南方道路距離約2.4km

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：544㎡

供給処理施設：水道、下水

接 面 街 路：東側幅員5m市道

用 途 指 定 等：市街化調整区域(建蔽率60%，容積率200%)

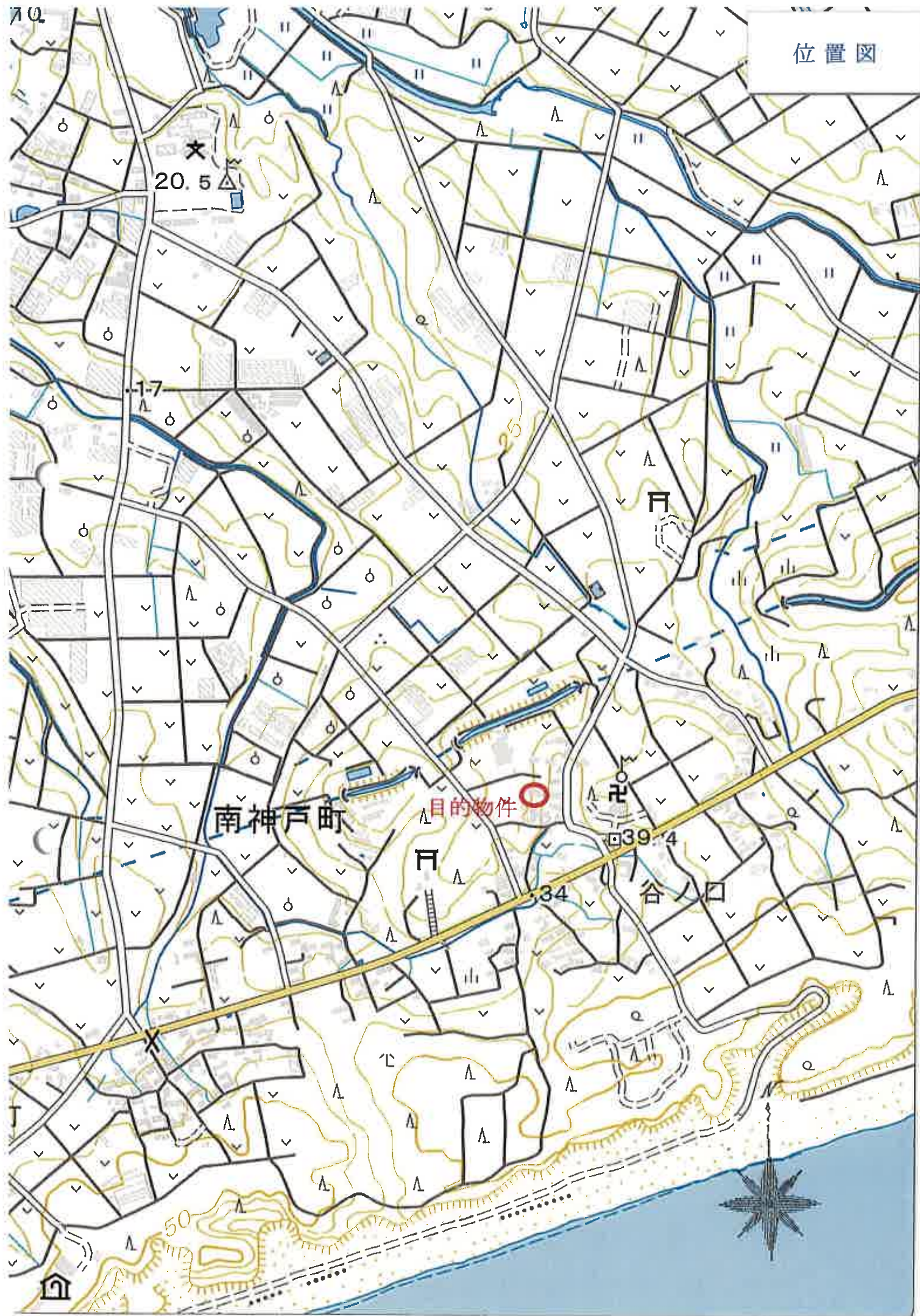
地 域 の 概 要：農家住宅を主体に農地も見られる既成住宅地域

第7 附属資料の表示

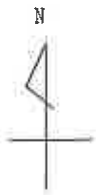
- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 土地建物配置図(概略)
- 6 建物間取図(概略)
- 7 現況写真

以 上

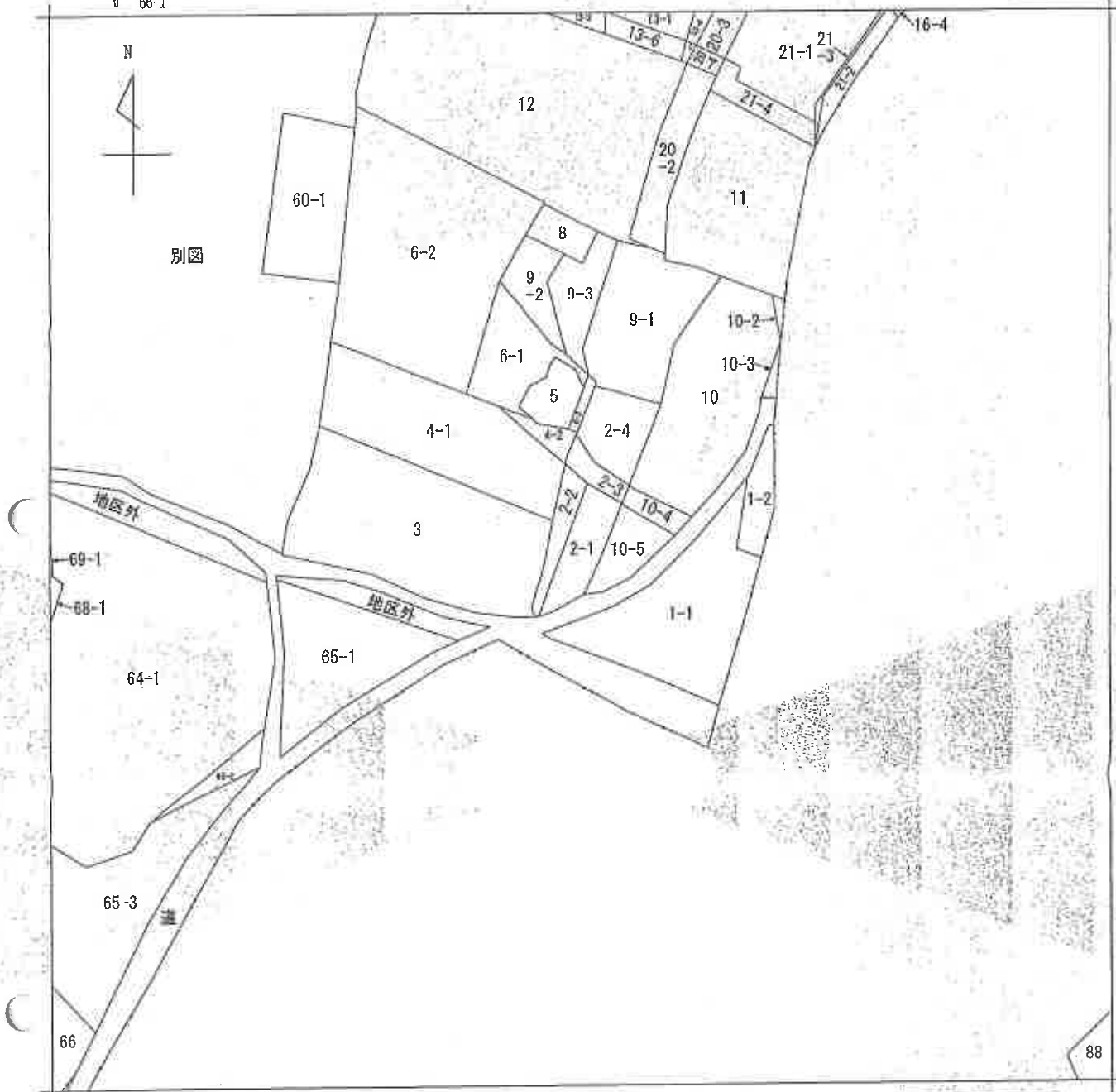
位置図



13-7
66-1



別図



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 南神戸町南
中馬

請求部	所在	田原市南神戸町高尾					地番	2番1		
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系 番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日 (原図)	昭和60年1月31日			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年4月4日
名古屋法務局豊橋支局
登記官

登記年月日：平成8年10月30日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年4月4日 名古屋港務局豊橋支局 登記官

前 2-1 2-2 2-3 2-4
地 番 2-1, 2-3 2-4
積 地 積 8490165
測 量

土地の所在 愛知県田原市大字南神戸町高尾

平成15年8月20日行政区画を田原市南神戸町と変更

求 絶 表

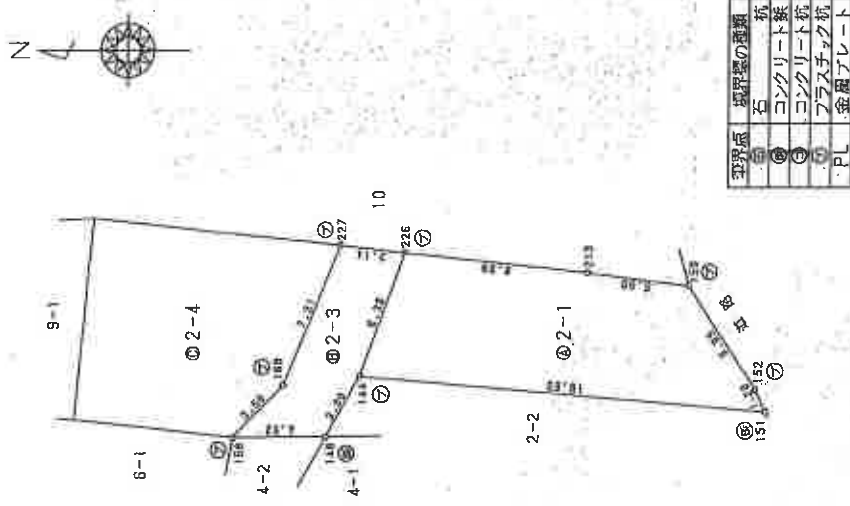
地番	NO.	X _n	Y _n	X _{n+1} - Y _{n+1}	X _n · Y _{n+1} - Y _n · X _{n+1}
144	144	125.114	110.796	-7.892	-982.37888
151	151	105.251	109.113	-0.597	-62.63487
152	152	105.781	110.198	5.048	839.64258
159	159	109.048	115.181	5.802	810.69248
213	213	114.008	115.801	1.844	187.428152
225	225	122.939	116.805	-5.005	-615.30885
合計					-202.557252
合計面積					101.2788280

地番	NO.	X _n	Y _n	X _{n+1} - Y _{n+1}	X _n · Y _{n+1} - Y _n · X _{n+1}
156	156	131.291	107.891	-2.456	-322.450688
148	148	128.763	107.929	2.905	368.248515
144	144	125.114	110.796	8.876	1110.511864
225	225	122.939	116.805	6.360	781.892040
227	227	128.067	117.158	-6.420	-809.350140
168	168	128.823	110.385	-9.265	-1193.545098
合計					-64.895512
合計面積					32.3477560

合計面積 133.6263820

地番	NO.	X _n	Y _n	X _{n+1} - Y _{n+1}	X _n · Y _{n+1} - Y _n · X _{n+1}
255	255	127.4754	121.6263820	121.6263820	121.6263820
合計					121.6263820

地番	NO.	X _n	Y _n	X _{n+1} - Y _{n+1}	X _n · Y _{n+1} - Y _n · X _{n+1}
2-1	2-1		121.6488720		
2-2	2-2		101.2788280		
合計					32.3477560



境界線の種類	境界線の種類
① 石	杭
② コンクリート鉄	杭
③ コンクリート杭	杭
④ プラスチック杭	杭
⑤ PL	金屋プレート

(会員専用)

作製者

(申請者) 愛知県土地家屋調査士会 用紙

申請人

縮尺 1/250

48.1030

A4判に縮小

請求番号：3-3

登記年月日：昭和52年12月2日

前 4 (後) 4-1, 4-2

3430166

地 積 測 図

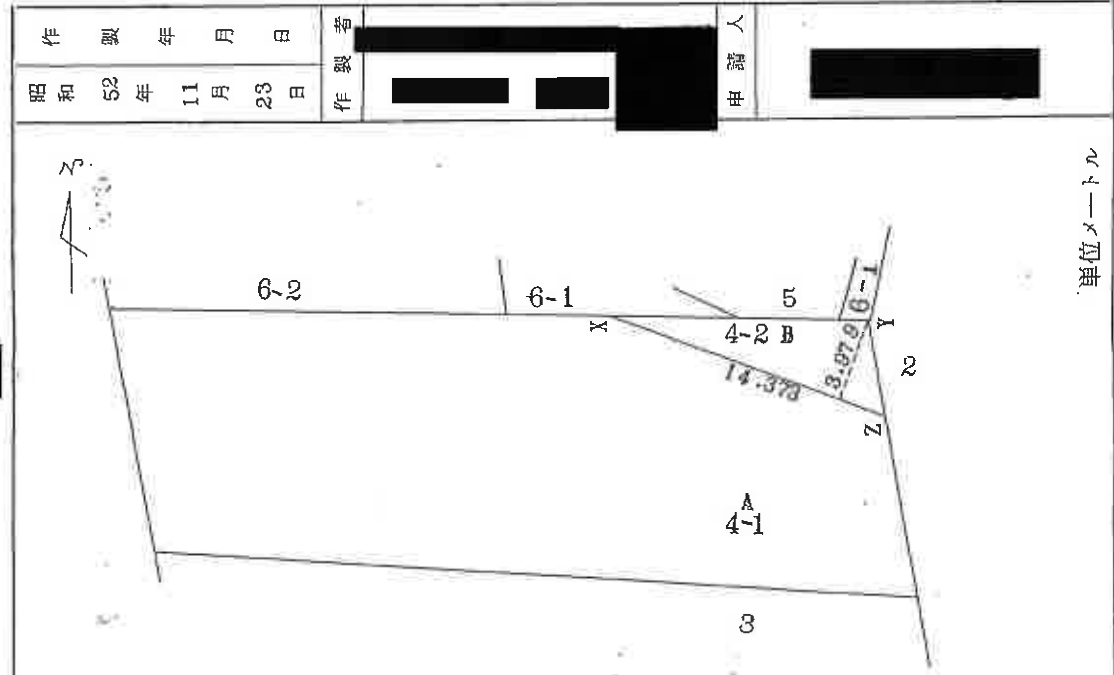
地 番	A 4-1	B 4-2
土地の所在	愛知県田原市南神戸町	

平成15年8月20日行政区画を田原市南神戸町と変更

面積計算

$$\begin{aligned} B & 14.373 \times 3.979 \times \frac{1}{2} = 28.5950835 \\ A & 472.7272727 - 28.5950835 = 444.1321892 \end{aligned}$$

X	合式樹形図
Y	
Z	合式樹形図



単位メートル

52/2.2

(名古屋土地家屋調査士会用紙)

縮 尺 1/250

会員専用

作 製 年 月 日	昭和 52 年 11 月 23 日
作 製 者	[Redacted]

申 請 人	[Redacted]
-------	------------

これは図面に記録されている内容を証明した図面である。
令和7年4月4日 名古屋法務局豊橋支局

登記官

請求番号：3-4

A4判に縮小

登記年月日：平成8年10月30日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年4月4日 名古屋建築測量士会

登記官

8490167

前 6-1 6-1, 6-3

地 番 6-3, 6-1 地 積 測 量 図

土地の所在 愛知県豊橋市大字南神戸町

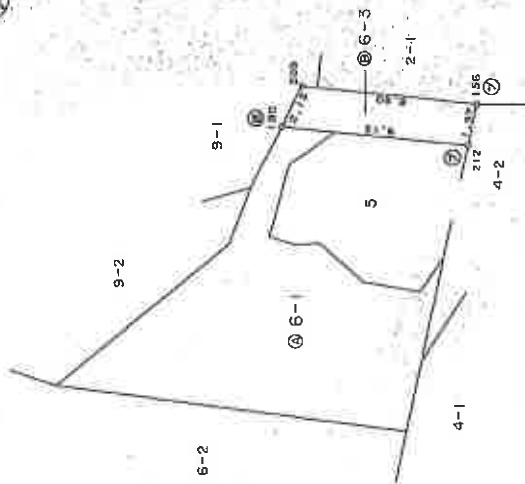
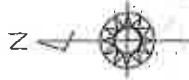
平成15年8月20日行政区画を田原市南神戸町と変更

求積表

地帯	区画	NO.	X _n	Y _n	Y _{n+1}	Y _{n-1}	X _n ・Y _{n+1}	Y _n ・X _{n-1}	Y _{n+1} ・X _{n-1}	Y _n ・X _{n+1}
		180	140.808	106.871	-2.830	-398.486640				
		212	131.701	105.964	1.020	134.335020				
		156	131.291	107.891	2.330	371.553530				
		209	139.843	108.794	-1.020	-142.638860				
			合計			-35.237850				
			面積			17.6199750				
			17.61							

地帯	区画	NO.	X _n	Y _n	Y _{n+1}	Y _{n-1}	X _n ・Y _{n+1}	Y _n ・X _{n-1}	Y _{n+1} ・X _{n-1}	Y _n ・X _{n+1}
		112								
			合計面積				94.3810350			
			面積				94.38			

地帯	区画	NO.	X _n	Y _n	Y _{n+1}	Y _{n-1}	X _n ・Y _{n+1}	Y _n ・X _{n-1}	Y _{n+1} ・X _{n-1}	Y _n ・X _{n+1}
		6-3								
			面積				94.3810250			
			面積				17.6199750			



境界点	境界線の種類
①	石
②	コンクリート製
③	コンクリート製
④	プラスチック板
PL	金属プレート

(会員専用)

作製者

(平成8年8月16日作製)

申請人

縮尺

1/250

(愛知県土地家屋調査士会 用紙)

H 8 10.30

A4判に縮小

登記年月日：平成8年10月30日

これは図面に記録されている内容を証明した図面である。
令和7年4月4日 国土院登録局登録課

登記官

請求番号：3-6

(会員専用)

製作者

(愛知県土地家屋調査士会 用紙)
(平成8年10月15日)

申請人

縮尺 1/250

H.8.10.30

A4判に縮小

8490132

前 9-1 (愛・新) 9-1, 9-3

地 番 9-3, 9-1 地 積 測 量 図

土地の所在 一宮市南神戸町大字南神戸町高尾

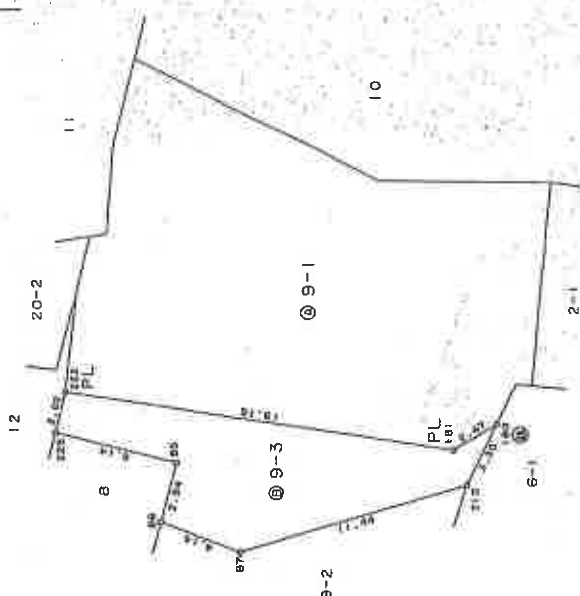
平成15年8月20日行政区画を田原市南神戸町と変更

求積表

NO	X _n	Y _n	Y _{n+1} - Y _{n-1}	X _n - X _{n-1}	Y _{n+1} - Y _{n-1}	X _n - X _{n-1}
225	162.345	106.631	-3.463	-562.339255		
85	156.428	105.145	-4.348	-680.148944		
86	157.191	102.303	-4.297	-675.448727		
87	153.310	100.848	1.819	248.208890		
210	142.288	103.922	6.023	857.006624		
180	140.808	106.871	1.706	240.218448		
181	142.950	105.628	1.737	248.304150		
222	161.683	108.608	1.023	165.606309		
合 計					-158.599505	
合 計 面 積					79.2997525	㎡
					79.29	㎡

測量	合 計 面 積	積 算
公 道	343.80	79.2997525
合 計		264.502475

測量	積 算
公 道	264.502475
合 計	79.2997525



境界線の種類	材料
①	石
②	コンクリート杭
③	コンクリート杭
④	プラスチック杭
PL	金属プレート

登記年月日：平成11年9月7日

9490023

各階平面図

8

建物図面

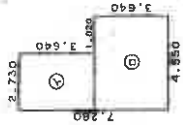
家屋番号

建築物の所在

田原市南神戸町8番地2, 9番地3
平成15年8月20日行政区画を田原市南神戸町と変更



主たる建物 1階

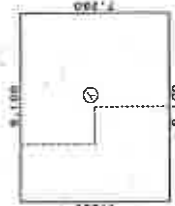


求積表

①	2.730 × 3.640	9.9372
②	4.550 × 3.640	16.5620
計		26.4992

床面積 26.49 m²

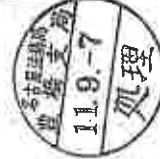
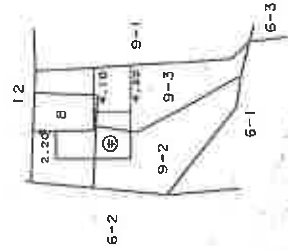
主たる建物 2階



求積表

①	9.100 × 7.280	66.2480
---	---------------	---------

床面積 66.24 m²



縮尺 1/500

申請人

縮尺 1/250

製作者 (平成11年9月)

製作者

(愛知県土地家屋調査士会 用紙)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年4月4日 名古屋港務局登記支局

登記簿

公 用

請求番号：3-7

登記年月日：平成25年3月1日

これは図面に記載されている内容を証明した面である。
 令和7年4月4日 名古屋地務局第2文庫

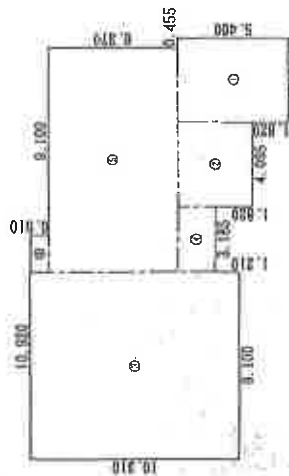
登記官

請求番号：3-8

建築物平面図

家屋番号	6番2
建築物の所在	田原市南神戸町高尾6番地2、9番地2

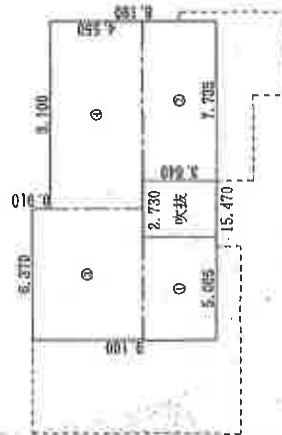
1階



求積表

①	4.095 × 5.460	=22.358700
②	4.095 × 3.640	=14.905800
③	9.100 × 10.310	=93.821000
④	3.185 × 1.820	=5.796700
⑤	10.920 × 6.370	=69.560400
⑥	1.820 × 0.910	=1.656200
合計		208.098800
床面積		208.09 m ²

2階



求積表

①	5.005 × 3.640	=18.218200
②	7.735 × 3.640	=28.155400
③	6.370 × 5.460	=34.780200
④	9.100 × 4.550	=41.405000
合計		122.558800
床面積		122.55 m ²

単位：m

(会員専用)

作成者

縮尺

1/250

申請人

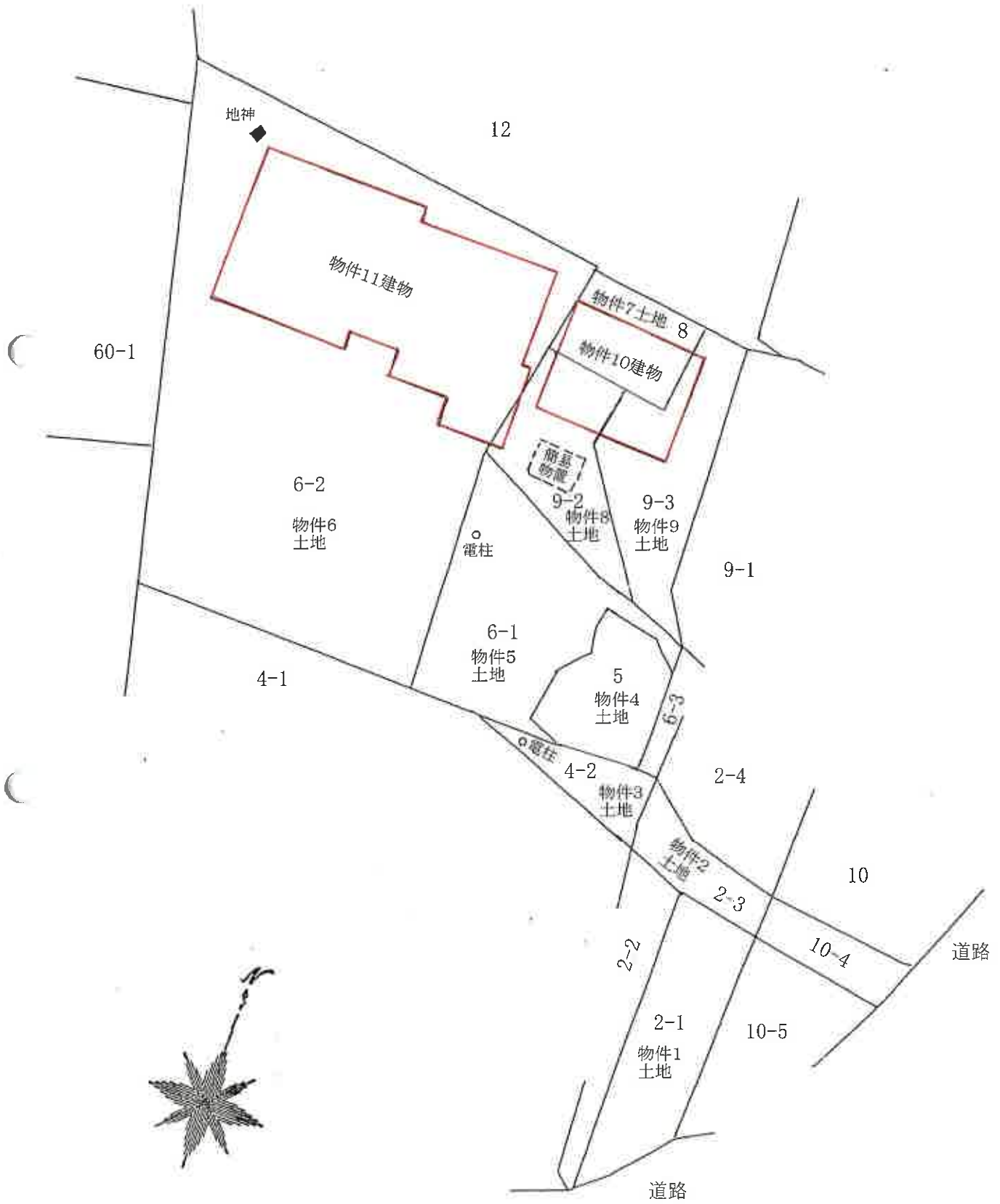
縮尺

1/500

(愛知県土地家屋調査士会紙)

(平成25年2月15日作成)

土地建物配置図(概略)



建物間取図(概略)

物件10 1階



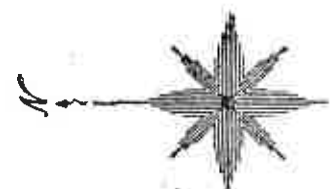
物件10 2階



物件11 1階



物件11 2階



物件 1 1 建物

物件 1 0 建物



写真撮影 (1)

物件 6 土地

物件 5 土地

物件 9 土地

物件 8 土地

物件 1 0 建物

物件 1 1 建物



写真撮影 (2)

物件 7 土地

物件 6 土地